

ハラスメントについて

一般社団法人日本認知・行動療法学会は、認知行動療法の基礎理論、治療技法の開発、種々の問題行動や症状への臨床実践など、認知行動療法に関する研究・臨床活動、教育・研修活動を促進し、その普及と啓発をはかることを目的としています。また、「日本認知・行動療法学会ダイバーシティ&インクルージョン推進千葉宣言」に則って、全ての会員がそれぞれの個性と能力を発揮しながら学会活動に参加・活躍できる学会運営を目指しています。したがって、それらを阻害するようなハラスメントを認めません。

「日本認知・行動療法学会ハラスメント防止規程」に示すようなハラスメントが起こったときには、会員は、「日本公益通報サービス株式会社日本認知・行動療法学会相談窓口」に相談や申し立てをすることができます。相談や申し立てを行う際には、メールまたはお電話にてご連絡ください。

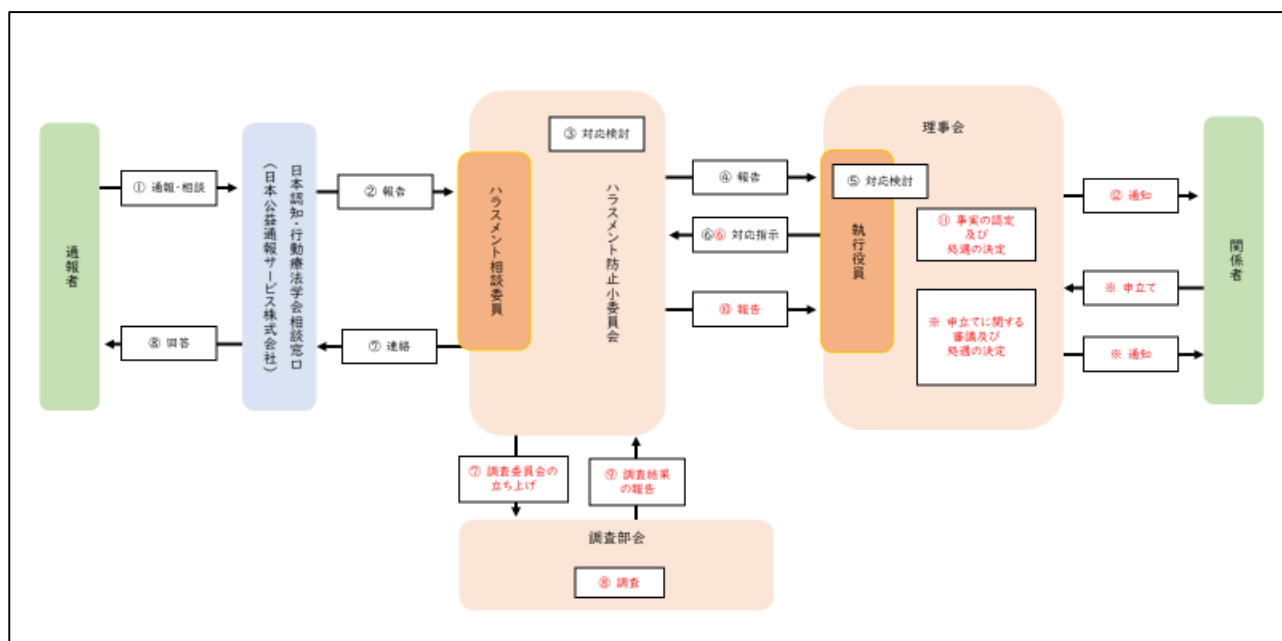
日本公益通報サービス株式会社 日本認知・行動療法学会相談窓口

(1) 電子メール jabt.soudan@jwbs.co.jp (24 h 受付)

(2) 電話相談窓口 0120-68-3198 (平日 17 時まで)

なお、相談窓口にご連絡いただいた内容は、ハラスメント相談委員のみが確認します。その後の調査・対応等については、申立者の意向を踏まえながら、ハラスメント防止小委員会や理事会と協議の上決定します。

【相談窓口に通報・相談後の大まかな流れ】



※ 上記の各ステップの詳細やハラスメントの基準については、日本認知・行動療法学会ハラスメント

防止規程を参照してください。